



BREXIT(英国の欧州連合離脱)がもたらす法的課題 ～特に日本企業が受ける影響～

目次:

1. 英国と欧州連合・英国と日本の通商関係・通商法 p 2
川合弘造
2. M&A・コーポレート p 3
大井悠紀、野田昌毅
3. 金融サービス p 4
本柳祐介
4. 競争法・国家補助金規制 p 4
川合弘造、荒井喜美
5. 訴訟・紛争解決 p 5
手塚裕之、弘中聡浩
6. 倒産・再生 p 6
福岡真之介
7. 知的財産法 p 7
岩瀬ひとみ
8. 税務 p 8
太田洋、伊藤剛志

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法又は現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

はじめに

本年 6 月 23 日に実施された英国の国民投票の結果、英国の欧州連合(以下 EU という場合もあります)離脱が過半数の支持を得ました。この結果を受けて、英国は EU 加盟国の大統領または首相と、同理事会議長、および欧州委員会委員長で構成される欧州理事会に対して離脱の意思を表明し、その後、欧州連合の機能に関する条約(以下リスボン条約あるいは TFEU といいます)50 条の定める所に従い、EU と英国とは、将来に亘る両者間の枠組みを考慮した合意を締結するべく交渉を行うこととなります。こうした交渉は、通知後、2 年程度をかけて行われる見込みですが、仮に、何らかの合意が成立しなければ、欧州評議会の全会一致での交渉延長のための合意が為されない限り、通知の 2 年後に自動的に離脱の効力が発生することとなります。

過去には、1985 年に当時の EC からデンマークの一部であるグリーンランドが離脱した例はありますが、欧州主要国の離脱の例はなく、今後様々な混乱が想定されるところです。

以下では、現段階で想定されるいくつかの問題について言及したいと思います。

英国の欧州連合離脱が日本企業の事業活動にとってどのような影響を及ぼすかについての詳細は、西村あさひ法律事務所の貴社窓口か、末尾の BREXIT 担当弁護士までお問い合わせください(末尾の連絡先をご参照ください)。

1. 英国と欧州連合・英国と日本の通商関係・通商法

英国の離脱後、英国と EU との関係がどのようなものとなるかについては容易に予想できるものではありませんが、リスボン条約 50 条が「将来に亘る欧州連合との枠組みを考慮(taking account of the framework for its future relationship with the Union)」としていることから、正式な離脱に先立って、一定の通商面での取り決めが行われる可能性が極めて高いものと思われます。

仮に、こうした取り決めが一切締結されない場合には、英国自身が、欧州連合とともに WTO 条約の締約国となっているため、WTO の諸協定が、英国の EU の離脱後には、英国と EU との間ばかりではなく、英国とその他の日本を含む第三国との間でも適用されることとなります。他方で、主権国家である EU 各加盟国からその主権の一部を譲り渡して成立した EU の特徴から、英国が当事国となっていない各種取り決めが EU と世界各国との間には存在しています。こうした取り決めについては、英国が当事国ではないために、英国の EU 離脱に伴い、第三国と EU との取り決めが、英国には及ばなくなる事態も考えられます。とりわけ、EU の前身である EEC は、当時の GATT24 条の関税同盟に由来していることから、共通通商政策に関しては、ほぼ EU が交渉権限を独占してきました。このため、通商問題に関する条約について、英国は、WTO 協定を上回る内容の合意を行う場合、EU・米国・日本を含む各国と新たに交渉を行い、合意を締結する必要に迫られることもあろうかと思われます。

おそらく、英国は EU との間で、通商面で一定の取り決めを行う可能性が高いと思われますし、米国や日本など主要な貿易相手国との間で、GATT24 条の定める自由貿易協定等の交渉を開始する可能性も高いように思われますが、こうした全ての取り決めに関する交渉が完了するまで、英国政府関係者は 10 年近い時間がかかると述べているほどです¹。こうした中でも、EU との関係に関する取り決めは、来年のフランス大統領選挙やドイツの総選挙などにより交渉日程に影響が及ぶ可能性があります、最優先で交渉が行われる見込みです。

英国と EU との関係が WTO 協定のみで規律されるというような、合意が一切成立しない場合に生じる事態が実際に発生するとは考えにくく、おそらく、下記のようないくつかのオプションのいずれかが採択されるものと考えます。以下の選択肢は、比較的 EU の単一市場との一体性の弱いものから強いものという順に並べています。

- ① EU との間で GATT24 条に定める自由貿易協定(FTA)を締結(例:EU と韓国との間の FTA)
- ② EU との間で GATT24 条に定める関税同盟を締結(例:EU とトルコとの間の関税同盟)
- ③ EFTA(欧州自由貿易連合)に加盟するものの EEA(欧州経済領域)には参加せず、EU との間で、個別に各種の取り決めをすることで、EU 単一市場への一定のアクセスを確保する形態(例:スイスと EU との関係:「スイス型」)。この場合、英国には EU の各種の規制が自動的に及ばなくなりますが、EU 単一市場への自動的なアクセスもなくなるため、EU 単一市場へのアク

¹ https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/504216/The_process_for_withdrawing_from_the_EU_print_ready.pdf

セス条件として、EU 側から商品・サービス・資本・人の自由移動原則について、相当程度の譲歩を求められる可能性があります。

- ④ EU 離脱後に、EFTA 及び EEA の双方に加盟することで、EU 単一市場へのアクセスを確保する一方で、EU の各種の規制を受け入れ、自由移動原則についてもこれを受け入れる方式(例:ノルウェーと EU との関係:「ノルウェー型」)。EEA 協定では、EU の法規制がほぼ自動的に EEA 加盟国にも適用されるため、英国は EU の諸規則の採択に関する議決権はないにもかかわらず、EU 法の適用を事実上広範に受け入れる必要が生じます。

このうちどのような合意が EU と英国との間で成立するかは現段階では全く不明ですが、今回の国民投票の経緯や、英国の有権者の過半数が EU 離脱を支持した最大の原因が、人の移動の自由に対する懸念であったことを考えると、④のノルウェーと EU のような関係を英国が直ちに受け入れるとは考えにくい一方で、産業界や金融界への悪影響を防止するためにも、商品・サービス・資本の自由移動原則については、比較的広範な合意が成立することは相当程度期待できるかもしれません。

なお、英国が EU を離脱すると、英国は WTO の場などで、交渉の当事者として EU とは別に発言の機会を得ることになります。その一方で、EU における英国の立場は一貫して自由貿易の維持を擁護するものであり、加盟国政府の閣僚で構成される欧州連合理事会(旧閣僚理事会)でも、アンチダンピングのような貿易救済措置の発動に対して、英国は北欧諸国とともに一貫して慎重な態度をとり続けてきました。しかし、こうした英国の離脱に伴い、EU の通商政策が保護貿易主義的な立場をとりがちな南欧諸国の影響を受けやすくなり、とりわけ、EU において貿易救済措置の発動が積極化する可能性が高まりそうです。

2. M&A・コーポレート

英国の M&A 法制そのものは、英国の EU からの離脱(BREXIT)後も、少なくとも当面は大きな変革は見込まれておりません。英国における上場会社の M&A に関するルールである UK Takeover Code は、EU の Takeovers 指令に大きな影響を与えましたが、UK Takeover Code 自体に対する EU 規制からの影響は限られており、したがって英国の EU 離脱後も UK Takeover Code に対して当面大きな変革は見込まれないようです。また、英国において非公開会社に適用される M&A 法制の大部分も、EU の規制に基づくものではないため、英国の EU 離脱に伴い大きな変革は見込まれないようです。もっとも、英国の会社と他の EU 加盟国の会社との間の M&A については、現状は EU Cross-Border Merger 指令が適用されており、日本企業からすると自社の英国子会社と他の EU 加盟国の会社との間の M&A という形で検討されることがあるところですが、EU Cross-Border Merger 指令が英国の EU 離脱後も適用されるかは英国の EU 離脱の形態によって異なり得るところであり、英国の EU 離脱の形態が見えてくる前の段階においては、英国の EU 離脱後の英国子会社と他の EU 加盟国の会社との M&A 案件に適用されるルールが不透明であることから、案件ハンドリング上の注意を要するところとなります。

日本企業に関しては、英国と EU 加盟国との関係、英国と日本を含む非 EU 加盟国との関係の双方とも英国の EU 離脱を通じて見直しが必要となるところ、その動向によっては大きな影響を受ける可能性があります。

近時、日本企業においても、税制や租税条約整備状況、事業を行う上での各地域へのアクセス、人材や情報等の集積を含めた事業環境等の様々な要因を考慮した上で、英国法人を(欧州地域を対象とし又はそれ以外の地域も含めて対象として)海外子会社を統括する会社としたり、海外企業との間の合弁会社を英国法準拠の法人としたりする事例も多くみられました。英国の EU 離脱の形態次第ではありますが、英国は、EU 加盟国として現在認められている恩恵を英国の EU 離脱に伴って今後は享受できなくなる可能性があり、関税をはじめとする国際取引に関する税務の取扱い、外国人就労に関する法制、許認可関連の取扱い、個人情報保護に関する規制等について注視していく必要があります。また、欧州の事業拠点を英国外の EU 又は EEA 加盟国等に置いている日本企業で、これらの拠点を通じての英国との取引量が多い場合には、上記の取扱い等の状況によっては、欧州地域における事業展開を見直す必要も生じ得ると思われれます。

英国の EU 離脱の態様、影響については現状不透明であり、既に英国その他欧州に拠点を置く日本企業、これから英国その他欧州に進出を検討している日本企業は、いずれも今後の進展を注視していく必要があります。

3. 金融サービス

英国の EU 離脱は、英国拠点から欧州市場向けに活動している金融機関に対し、影響が及ぶ可能性があります。金融サービスに関する各種指令には、単一市場(single market)に関する規定が含まれており、EEA(欧州経済領域)内の金融機関は EEA 内であれば比較的容易に金融サービスを提供することができますが(パスポート制度)、英国が EU から離脱し、かつ EFTA(欧州自由貿易連合)・EEA にも参加しない場合には、この制度に基づく金融サービスの提供はできなくなります。英国が EU から離脱した後に、EFTA・EEA に参加すれば、大きなインパクトにはなりません、残された各国が EFTA・EEA への参加を簡単に認めるかは不透明な状況ですので、パスポート制度を利用している場合には拠点移転の検討が必要となります。

また、上記のパスポート問題のほか、先行きの不透明さからロンドン市場での取引が減る可能性や EU 諸国の発行する国債の清算がロンドン市場で行われなくなる可能性があり、国際金融センターとしてのロンドン市場の地位が低下する可能性があります。その結果、従前はロンドンにて取り扱われていた取引や商品が他の市場において取り扱われることになる可能性があり、この場合には取引や商品のアレンジ変更が必要となります。これに伴い、法令・税務上の影響、契約書、説明書類、社内規定・手続きなどに対する影響についての検討が求められます。

実際にどの程度の影響が生じるかは、EU 離脱後に英国が EU・EFTA・EEA の各国とどのような関係を築くことができるかによって大きく異なります。EFTA・EEA に参加できるのであれば、基本的に EU の金融サービスに関する各種指令に従うことになるため現状と大きく変わることはありません。他方、EFTA・EEA に参加しない場合には個別交渉となりますので、現状のものと同程度に変わるかは不透明です。今後、EU 離脱に向けて協議が進んでいくはずですが、注視が必要です。

4. 競争法・国家補助金規制

欧州では、現在でも、同一の事象について EU 競争法と英国競争法が二重に適用される場合があります。例えば、競争制限的協定(カルテル行為)に対して、欧州委員会が、カルテル行為者である企業に対して行政罰である制裁を課す一方で、英国当局が実行行為者個人の刑事責任を追及するなどの場合です。また欧州委員会は企業結合案件において、欧州委員会が管轄権を持つ場合であっても、各国競争当局にその審査を委ねる場合もあります。しかし、一般的には、欧州委員会が管轄権を有する案件については、各国競争当局が介入することは稀でした²。

英国の EU からの離脱により、日本企業は、欧州委員会が管轄権を持つ事案に関して、従前、欧州競争法が定める規制や手続きのみに従えば良かった競争法違反(競争制限的協定及び支配的地位の濫用規制)や企業結合について、英国競争当局が管轄権を有する案件については、英国競争法の適用の可能性を検討する必要性が生じます。その結果、競争法執行機関である欧州委員会及び英国 Competition & Markets Authority(CMA)による重疊的な手続き等に服することになり、ビジネスコストや制裁を受けるリスクなどが増加するものと思われます。なお、英国が、EU 離脱後に、実質的に EU の諸規則の適用を受ける EEA に残留することで EU とリスボン条約 50 条の取り決めを行えば(いわゆる「ノルウェー型」)、欧州競争法の実体面を模した EEA Agreement の適用を受けることになるため、英国の離脱による影響は限定的であると考えられます。

競争法違反についてですが、英国の 1998 年競争法(Chapter I 及び Chapter II)は、リスボン条約 101 条及び 102 条に基づく立法であり、ほぼ同じ内容となっていることから、適用を受ける実体法の内容について、英国の離脱がもたらす影響は、比較的限定的であると考えられます。他方で、英国の離脱は、次の点に影響を及ぼすものと考えられます。

まず、CMA は、英国の離脱前は、欧州委員会が管轄権を行使する競争法違反行為について、管轄権を有していませんでした。しかし、離脱後は、特定の競争法違反行為に対し、欧州委員会と CMA が重疊的にそれぞれの競争法を適用し、執行を行うことになると思われ、違反企業は、欧州委員会及び CMA 双方からの調査や制裁を受けることになります。さらに、制裁について、リスボン条約は刑事罰を定めていませんが、英国では、1998 年競争法及びリスボン条約 101 条に基づく法人への制裁に加え、2002 年企業法第 188 条のカルテル罪に基づく個人への刑事制裁を定めています。現在でも、EU による制裁に加えて、加盟国が同一

² もっとも、今までも、カルテル案件では、欧州委員会が所掌する案件か否か、各国当局が所掌するのか当初不明であることも多く、その場合、欧州委員会のみならず加盟国の競争当局にもリニエーション申請をする場合も頻繁に見られました。

の行為に関して、行為者である個人に対して刑事制裁を加えることは理論的には可能でしたし、制裁の例もありましたが、英国については、今後この可能性が高まります。よって、日本企業は、カルテルについては、米国司法省の場合と同様に、従業員個人に刑事罰が科せられるリスクを把握する必要があると思われます。また、制裁の減免については、現在でも行っているところですが、欧州委員会に対するリニエンシー申請に加え、CMA に対しても、同時に、法人によるリニエンシー申請と、個人による刑事免責制度の利用も検討する必要が出てきそうです。

他方で、欧州委員会が課す制裁金の計算の基礎となる欧州域内売上金額から英国内での売上額は控除されますので、欧州委員会の制裁金の金額は減少するとともに、英国内で行われた競争法違反行為について欧州委員会がどの範囲まで執行力を及ぼせるかについて、いわゆる効果理論の具体的な適用の問題として議論が起こりそうです。

ところで、EU では、競争法損害賠償指令(Directive 2014/104/EU)により、EU 加盟国に対して競争法違反行為に関する損害賠償請求訴訟に関する法律整備が求められていることもあり、カルテル実行者に対する損害賠償請求の動きが、カルテル対象製品や役務の直接購入者などを中心に高まっています。とりわけ、こうした欧州競争法違反行為に関して欧州全域で生じた損害について賠償請求訴訟の提起を行う EU 加盟国の裁判所として、米国と同じくコモンローの伝統を有し、英語が用いられる英国裁判所の選択が志向される傾向が見られたようです。しかし、英国が EU を離脱した場合、そもそも英国裁判所が EU 競争法を適用できるのか、適用できるとしてもどの範囲の行為についてなのかという問題が生じます。加えて、経過規定の定めにもよるかと思いますが、EU からの離脱の前後で損害賠償請求において適用される根拠法規も変わるのかという問題も招くことになりかねませんが、EU からの離脱の前後で損害賠償請求において適用される根拠法規も変わるのかという問題も招くことになりかねませんが、逆に、競争法違反行為に対する損害賠償請求については、仮に、英国裁判所が、欧州委員会の判断に拘束されなくなった場合、原告が英国を法廷地として選択し、多数の損害賠償請求訴訟を提起する可能性もあります。また、Consumer Rights Act 2015(2015 年 10 月 1 日から施行)に基づく、競争法違反事件に対するオプトアウト型の集団訴訟(米国クラスアクションに類似する制度)の運用動向についても、注視していく必要があると思われます。

英国の EU 離脱が企業結合規制にもたらす影響については、上記のとおり、離脱後のモデルにより差が生じると思われます。EU では、欧州委員会が The EU Merger Regulation(EUMR)を策定しており、EUMR により承認を受けた企業結合については、EU 加盟国の個々の企業結合規制に服する必要はありません(いわゆる「one stop shop regime」)。したがって、英国が、EEA に残留しない場合、EU 及び英国の届出基準を満たす企業結合については、欧州委員会と CMA の双方に対し、届出等をする必要が出てくるものと思われます。なお、届出の基準値については、EU 域内での売上から英国での売上が除外されれば、欧州委員会への届出件数も減少する可能性があります。

最後に、国家補助金規制(リスボン条約 107 条)についてですが、英国が、離脱後に EEA 加盟国でもなくなった場合、同 107 条は英国に適用されなくなると考えられ、その結果、英国政府や地方自治体による国家補助については、WTO による規制のみが適用されることになると考えられます。WTO による規制は、輸出補助金や国産品優遇補助金のような禁止補助金を除くと、同 107 条の規制より実質的に緩いものであるため、英国は、保護主義を強めた視点から、国家補助金を支出できるようになると推測されます。

5. 訴訟・紛争解決

EU は、紛争解決についても、EU 地域内での人・物・資本・サービスの移動を自由化するという観点から、独自の規則を採用しております。2015 年 1 月からは、Brussels I Recast という規則(正確には、Regulation(EU)No 1215/2012³)を施行しております。この規則の下で、EU 加盟国各国の裁判所の判決は、執行認可状(exequatur)を取得することなく、EU の他の加盟国での承認・執行が認められております。英国が EU から離脱することになれば、英国は、この Brussels I Recast の規則からも離脱することになります。したがって、まず、英国の判決について、EU の他の加盟国内において、Brussels I Recast の規定する上記のようなスムーズな承認・執行はできなくなることを意識する必要があります。英国の裁判所の判決を、EU 地域内の他国に承認・執行するために具体的にどのような仕組みが必要になるかは、英国が、今後、どのような仕組み(欧州地域には、判決の承認・執行に関

³ <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=celex%3A32012R1215>>

し、その他にも複数の条約上の枠組みが存在します)を取り入れるかによって異なってきますが、いずれにしても、現在の規則の下の枠組みよりは、一般的に言えばコストと時間のかかる仕組みとなると思われます。

また、現在の Brussels I Recast の規則の下では、EU 加盟国の裁判所に専属的な管轄合意がある場合、当該裁判所は、EU 地域内の他の裁判所よりも優先的な立場が与えられ、たとえ並行的に EU 地域内の他の裁判所に裁判が提起されたとしても、他の裁判所は、当該先行する裁判所が管轄を有するか否かを判断するまでは、手続きを中断することが必要とされております。このような規則によって、訴訟当事者が EU 地域内の他の裁判所に訴えを提起することで先行する訴訟を妨害するという手段を執ることがある程度阻止されてきました。ところが、英国が Brussels I Recast の規則から離脱することで、英国の裁判所においては、訴訟当事者は、並行訴訟の戦術を採ることができるようになると思われます。

この観点で、訴訟と仲裁合意の関係も注目されています。著名な West Tankers 事件(2009)⁴で、欧州司法裁判所は、加盟国の裁判所が、他の加盟国の裁判所で手続きを開始ないし遂行しようとする者に対し、この手続きが仲裁合意に反するとの理由でこれを差し止める命令を出すことは、Brussels I Recast に先行する Brussels I 規則(Regulation(EC)No 44/2001)⁵に適合しないと判断を出しておりました。即ち、訴訟差止命令を取得するという手段が、EU 法の規則の下で禁止されてしまっていたわけですが、英国が EU から離脱することで、英国の裁判所は、欧州司法裁判所の下でのこのような EU 法の拘束を免れることになり、その結果として、英国では、このような訴訟差止命令が復活するのではないかとされており、これも、英国が、今後どのような条約上の枠組みを採用するかによって、状況は変わってくると思われます。

ところで、国際的な紛争解決に関する条約として、ハーグ管轄合意条約⁶があります。EU はこの条約を 2015 年 6 月に批准したばかりでした。この条約は、専属的な裁判管轄の合意に国際的な効力を認め、かつ外国判決について一定の場合に承認・執行を行う義務を加盟国に義務付けるものとしてその効果を期待されていたものです。日本は今のところ参加しておりませんが、EU の有力な加盟国であった英国がこのネットワークから離脱することは、今後の英国の対応にもよりますが、この条約の実効性と今後の普及に少なからぬ影響を及ぼす可能性があります。

6. 倒産・再生

英国の EU 離脱について、倒産・再生分野の観点からは以下の 3 つが主に問題となります。第 1 に、英国の倒産手続きに倒産法に関する EU 規則(The Insolvency Regulation (EC)1346/2000)の適用がなされなくなること、第 2 に、英国の景気低迷により英国企業の倒産・再生案件が増加する可能性があること、第 3 に、英国での事業運営のメリットがなくなり、日本企業が英国から撤退するケースが増加する可能性があることの 3 点です。

第 1 の英国の倒産手続きに EIR が適用されなくなることについては、倒産法に関する EU 規則(EC Insolvency Regulation: EIR)は、EU 各国の倒産法制が統一されていない現状に鑑み、EU 加盟国で開始された倒産手続きについて、他の EU 加盟国において自動的に承認する枠組みを提供しています。これにより、英国で開始された倒産手続きは、自動的に EU 加盟国において承認されることとなります。近時は、英国での倒産手続きの使い勝手の良さから、英国において倒産手続きを申立てて、その効果を EU 加盟国に及ぼす案件が増加していました。しかし、EIR による自動承認手続きが利用できなくなると、EU 域内に事業所や工場を有する企業のクロスボーダーの案件では、英国倒産手続きについては、EU 加盟国の各国で個別に倒産手続きの承認を受ける必要があり、倒産手続きの進行に問題が生じたり、費用と時間がかかることとなります。

また、EIR は 2015 年 5 月に改正され、従来問題点が指摘されていた倒産前手続きへの適用、主たる利益の中心地(COMI)、グループ会社の倒産の取扱いなどについて、改正前の EIR から多くの点で改善されました。改正後の EIR は 2017 年 6 月 26 日施行予定ですが、英国倒産手続きは改正後の EIR の恩恵も受けることができません。

このように、EIR が非適用となった後の英国倒産手続きは、他の EU 諸国の倒産手続きと比較して使い勝手が悪くなります。ま

⁴ Allianz SpA etc v. West Tankers (C-185/07)[2009]

⁵ <<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:32001R0044:en:HTML>>

⁶ <<https://assets.hoch.net/docs/510bc238-7318-47ed-9ed5-e0972510d98b.pdf>>

た、その結果としてクロスボーダー案件における英国倒産手続きの利用件数が減少する可能性があります。EU 企業と取引のある日本企業は、EU 企業の倒産について、英国以外の EU 加盟国の倒産手続きが利用されることも想定しておく必要があります。

第 2 の英国の景気低迷による英国企業の倒産・再生案件の増加については、英国の倒産手続きの主なものとして、再建型としては、①会社任意整理(Corporate Voluntary Arrangement)、②スキーム・オブ・アレンジメント(Scheme of Arrangement)、③会社管理(Administration)があり、清算型としては、④債権者任意清算(Creditors Voluntary Liquidation)があります。更に、会社任意整理と会社管理には裁判外と裁判内の 2 種類の手続きがあり、裁判内手続きでは裁判所が管理人を選任します。①会社任意整理は中小企業向けの手続きであり、現経営陣が手続きを遂行し、裁判所の関与もほとんどありません。他方で、債権行使の停止(モラトリアム)の制度はなく、担保権の権利変更もできません。②スキーム・オブ・アレンジメントは大規模会社向けの手続きであり、裁判外の手続きでは現経営陣が経営を継続しますが、裁判内の手続きでは裁判所選任の管理人が経営権を握ります。モラトリアムの制度はありませんが、担保権の権利変更や債権の組分けが可能です。③会社管理は、管理型の手続きであり、裁判外の手続きでは取締役等の選任した者が管理人として選任され、裁判内の手続きでは裁判所の選任した者が管理人に就任します。モラトリアムの制度がありますが、担保権の権利変更や債権の組分けはできません。なお、管理人を選任したり、モラトリアムを利用するために、会社任意整理やスキーム・オブ・アレンジメントと併用することもあります。④債権者任意清算は会社が債務超過の場合における清算手続きであり、実質的には日本の破産手続きと類似します。第三者が清算人として就任します。

このように英国の倒産手続きは日本とかなり異なっており、複雑でもあるため、経営状態が悪化している英国企業と取引のある日本企業は、いざという場合に備えて英国倒産手続きについて情報収集しておくことが有益であると思われます。

第 3 の日本企業の英国からの撤退については、会社の清算手続き、労働者の解雇、取引先との契約の打ち切りがよく問題となります。会社の清算手続きについては、前述した債権者任意清算の他に、資産超過の場合の構成員任意清算(Members' Voluntary Liquidation)があり、基本的には後者が利用されるものと考えられます。

なお、英国事業所を持つ外国企業が、英国外の法律に基づいて清算する場合、外国企業は企業登記局に外国企業清算届を提出する必要があります。

7. 知的財産法

英国の EU 離脱は、英国ないし EU において特許権や商標権を有している日本企業にも影響を与える可能性が高いと考えられます。これら知財権の将来の権利行使をも念頭におき、今後の出願ないし知財管理の戦略の見直しや、既存のライセンス契約に関して何らかの手当てが必要か等も検討し始める必要があります。

英国ないし EU での知的財産権としては、英国の国レベルのものと、EU 加盟国をカバーする EU レベルのものがありますが、まず英国の国レベルの特許権、商標権、意匠権については、少なくとも短期的な観点では、英国の EU 離脱の影響を受ける可能性は低いと考えられます。欧州特許条約(European Patent Convention)に基づきいわゆる欧州特許(そのうちの英国の権利)についても、EPC が EU とは別の合意であること、また権利自体は各国レベルのものであることからすれば、英国の EU 離脱の影響を受ける可能性は低いと考えられます。欧州商標指令(Trade Mark Directive)等 EU 指令に基づく英国の関係法令も当面は変更はないかもしれませんが、将来的には法改正がなされる可能性はあり、また、今後は英国は CJEU(Court of Justice of the European Union)の判断に拘束されることはなくなるため、法解釈レベルでは他の EU 諸国と異なる判断がなされることは予想されます。

これに対し、EU 加盟国全域をカバーする統一の権利である欧州共同体商標(Community Trade Mark)及び欧州共同体意匠(Community Design Right)は、英国の EU 離脱の影響を受けられると思われます。これらの権利のうち英国内の権利部分については、英国が EU を離脱した以上無効になり英国において再度出願をする等の必要が出てきそうにも思われますが、何らかの立法的手当て等がなされ、他の EU 加盟国のものから分離され英国で国レベルの権利となるか、あるいは、既存の欧州共同体商標及び欧州共同体意匠についてそのまま権利を認められるという見方もあり、具体的にどのような扱いとなり、権利者側でいかなる手当てをすることが必要となるのかは現段階では明らかではありません。また、逆に、例えば、英国での使用に依拠していた欧州共同体商標については、英国以外の EU 域内での使用がない場合には不使用取消のリスクが出てくる等、英国以外の EU 域内の

知財管理に関する問題もでき得ます。

また、長年の交渉を経て数年後の運用開始に向けた諸準備が進められている欧州統一特許(Unitary Patent)も、EU 法に基づく EU 加盟国全域をカバーする単一の権利であることから、英国の EU 離脱の影響を受けることは避けられません。特にロンドンが Central Division の一つとして指定されていたことから、この点の見直しも必須であり、少なくとも再交渉が行われ、運用開始時期がさらに遅れるものと予想されます。欧州統一特許を含む特許出願戦略を立てていた場合には当該戦略の見直しが必要になると思われれます。

また上述の権利の変化に伴い、既存のライセンス契約についてもその内容によっては見直しが必要となる可能性もあるため、今後の動きを注視する必要があります。

8. 税務

英国が EU から離脱することにより、英国は、原則として、自国の租税制度の制定・改正について EU の諸規則による制限を受けないこととなり、英国離脱後の英国と EU との間に構築される新たな関係の内容次第ではありますが、英国及び EU 域内の企業の課税関係に一定の影響が生じる可能性があります。EU 諸国で事業を展開する日本企業はその影響を注視する必要があります。

まず、一定の影響が生じる可能性が考えられるのは、英国及び EU 間の輸出入に係る VAT 及び関税です。英国の EU 離脱により、英国企業から EU 各国企業への物の供給は、EU 域内での物の供給ではなく輸出取引となることから、輸出手続きを行う必要が生じます。同様に英国企業による EU 各国企業からの物・サービスの購入は輸入取引となり関税が賦課される可能性があるほか、VAT の賦課・徴収方法も変わる可能性があります。英国の EU 離脱により英国は原則として EU の付加価値税指令(VAT Directive)による拘束を受けずに VAT 税制を改正・廃止することができるようになります。

また、EU 域内では、いわゆる合併指令(Mergers Directive)、親子会社指令(Parent-Subsidiary Directive)及び利子・ロイヤルティー指令(Interest and Royalties Directive)により、一定の場合に配当・利子・使用料を源泉徴収することが制限され、EU 域内におけるクロスボーダーの合併等に際してはキャピタルゲイン課税が繰り延べられることとされていますが、英国の EU 離脱により、これらは英国に適用されないこととなります。従って、例えば、英国に欧州統括会社(持株会社)を置いている場合、現在では、同社が EU 域内の子会社から受ける配当については、当該子会社所在地国において、源泉徴収課税が免除されているところ、英国と当該所在地国との二国間租税条約の内容次第では、源泉徴収課税がなされることとなる可能性があります。なお、英国は、現在、英国から EU 域外に対する配当支払いについても源泉徴収課税をしていないため、英国の EU 離脱に伴い、英国が配当への源泉徴収課税を行う可能性は低いものと思われれます。一方、英国から EU 各国への利子・使用料の支払いについての源泉徴収課税は、今後は、二国間租税条約による免除・軽減税率適用の有無を検討する必要が生じる可能性があります。

もともと、英国が EU 離脱後に EEA に残留する場合(いわゆるノルウェー型)には、英国は物・サービス・資本・人の自由移動原則を受け入れ、実質的には、引き続き、EU の諸規則や ECJ 決定に拘束されることから、英国の離脱による影響は限定的であると考えられます。今後の英国と EU との間の EU 離脱に向けた協議・交渉を注視する必要があります。

なお、国際的な租税回避防止に向けた取り組みの分野では、英国は、租税回避の防止及び報告義務の拡大のために 2016 年 1 月 28 日に欧州委員会が草案を公表した EU 租税回避防止指令(the ATA Directive)及び CbC レポート自動交換指令(CbCR Directive)については、それが最終的に指令となった場合でも、その適用を受けなくなります。もともと、英国の EU 離脱は、英国が OECD 加盟国として参加している、OECD 及び G20 が進めている「税源浸食と利益移転(BEPS)」プロジェクトへの取り組みには直接影響を与えることはないものと考えられます。

なお、英国は、2015 年度予算案(Summer Budget 2015)において、法人税率を、2017 年 4 月 1 日から 19%に、2020 年 4 月 1 日から 18%に、それぞれ引き下げる方針を表明しており、2016 年 3 月 16 日に発表された 2016 年度(自 2016 年 4 月 1 日至 2017 年 3 月 31 日)予算案では、それを更に 2020 年 4 月 1 日から 17%にまで引き下げるものとされていますが、EU 離脱後は、対内投資の誘致のために、このような法人税減税の動きを加速させるのではないかとの観測も出ています。

西村あさひ法律事務所 BREXIT チーム

英国と欧州連合・英国と日本の通商関係・通商法:	川合 弘造 <k_kawai@jurists.co.jp>
M&A・コーポレート:	大井 悠紀 <y_oi@jurists.co.jp>・ 野田 昌毅 <m_noda@jurists.co.jp>
金融サービス:	本柳 祐介 <y_motoyanagi@jurists.co.jp>
競争法・国家補助金規制:	川合 弘造 <k_kawai@jurists.co.jp>・ 荒井 喜美 <y_arai@jurists.co.jp>
訴訟・紛争解決:	手塚 裕之 <h_tezuka@jurists.co.jp>・ 弘中 聡浩 <a_hironaka@jurists.co.jp>
知的財産法:	岩瀬 ひとみ <h_iwase@jurists.co.jp>
倒産・再生:	福岡 真之介 <s_fukuoka@jurists.co.jp>
税 務:	太田 洋 <y_ota@jurists.co.jp>・ 伊藤 剛志 <t_ito@jurists.co.jp>

西村あさひ法律事務所では、アジア・中国・ビジネスタックスロー・金融・事業再生・M&A・中南米・危機管理等のテーマで弁護士等が時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。バックナンバーは<http://www.jurists.co.jp/ja/topics/newsletter.html>に掲載しておりますので、併せてご覧下さい。

(当事務所の連絡先) 東京都千代田区大手町 1-1-2 大手門タワー 〒100-8124
Tel: 03-6250-6200 (代) Fax: 03-6250-7200

E-mail: info@jurists.co.jp URL: <http://www.jurists.co.jp/ja/>

© Nishimura & Asahi 2016